

久米南町告示第120号

久米南町営住宅条例第4条の規定により久米南町営住宅入居の公募を次のとおり告示する。

令和8年9月15日

久米南町長 片 山 篤

1 住宅の場所

神坂団地（築50年）

住宅の場所	戸数	規 格
久米郡久米南町山ノ城235	1戸	簡易耐火平屋建て DK、6畳、4畳半、4畳半、風呂、 トイレ

長恵門田団地（築34年）

住宅の場所	戸数	規 格
久米郡久米南町下弓削1039	1戸	木造2階建て DK、6畳、6畳、6畳、風呂、ト イレ

神目中エンゼル団地（築30年）

住宅の場所	戸数	規 格
久米郡久米南町神目中882番地 4	1戸	耐火2階建て LDK、6畳、6畳、風呂、トイレ

2 入居資格

- 1) 現に入居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）がない場合においても入居することができることとされる者は次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者は除かれる。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が①から③までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ①から③までに定める程度であるもの

- ① 身体障害身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- ② 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
- ③ 知的障害 ②に規定する精神障害の程度に相当する程度

- ウ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であるもの
 - エ 原子爆弾被爆者に対する救護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
 - カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - キ ハンセン病療養所入所者等
 - ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で①又は②のいずれかに該当するもの
 - ① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 2) 収入(久米南町営住宅条例第2条第3号に規定する収入。以下同じ。)が、入居の申し込みをした日において15万8千円以下であること。ただし、入居申込者又は同居者に前号イからエまで、又はカ、キに掲げる者がある場合は、21万4千円以下とする。
- 3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 4) 入居者又は同居する者が暴力団員でないこと。
- 3 入居の時期 令和8年10月下旬
- 4 申込み期間 令和8年9月15日(火)～令和8年9月30日(水)
- 5 申込みの方法 久米南町税務住民課で交付する住宅入居申込書に相当事項を記入し、次に掲げる書類を添付して申し込むこと。
- ・連帯保証人承認願(様式第3号)
 - ・住民票の写し
 - ・収入を証明する書類
 - ・納税証明書又は完納証明書
 - ・住宅困窮を証明する書類
 - ・その他町長が必要とする書類
- 6 申込み場所 久米南町税務住民課
- 7 入居者の選考 申込書類を審査し決定します。
申込が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。
(抽選となった場合の日程は、後日申込者に連絡します)
- 8 敷金 入居の際、家賃の3か月相当額を敷金として納入する。
- 9 その他 詳細については、久米南町税務住民課へお尋ねください。